

# 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金

## 交付要領

令和7年4月1日付7東し企雇第111号

(総則)

第1条 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、同奨励金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）によるほか、本交付要領の定めるところによる。

(奨励対象事業者の要件)

第2条 交付要綱第4条及び次の各項で定める奨励対象事業者の要件は、奨励金の交付の申請日から奨励取組事業完了後の実績報告日に至るまでの期間を通じて、いずれも満たしているものとする。

- 2 交付要綱第4条第1号の都内で事業を営んでいることとは、法人においては都内に本店所在地又は支店・営業所等が存することをいい、個人事業者においては事業所地が都内にあることをいう。ただし、営業実態がなく、都税が免除されている場合を除く。
- 3 交付要綱第4条第2号の常時雇用労働者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、登録型派遣労働者は除く。
  - (1) 期間の定めなく雇用されている労働者
  - (2) 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されていると見込まれる労働者
  - (3) 日々雇用契約が更新される労働者でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- 4 交付要綱第4条第2号の6か月以上継続して雇用していることとは、交付申請日現在で雇入れ日から6か月を経過しており、かつ雇用保険被保険者（休業中も含む。）であることとする。
- 5 交付要綱第4条第3号の就業規則を作成して労働基準監督署に届け出ていることとは、常時雇用する労働者が10人未満の事業者を含む。
- 6 交付要綱第4条第5号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。
  - (1) 違法行為による罰則（営業停止処分等）を受けた場合
  - (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
  - (3) 消費者庁の措置命令があった場合
  - (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合
- 7 交付要綱第4条第8号の都税の未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人住民税（個人事業者については、個人事業税及び個人住民税）の未納がある場合とする。

(奨励条件)

第3条 交付要綱第5条第4項第1号の就業規則に配偶者の収入要件がある「配偶者手当」に関する規定があることとは、当該就業規則に配偶者の収入要件がある家族手当、扶養手当又は配偶者手当等の手当の名称で規定される配偶者がいる従業員に対して、規定に該当した場合に支給する手当があり、かつ当該就業規則が労働基準監督署に届け出ていることとする。

2 交付要綱第5条第5項の要件アの「新たに社会保険の対象とする非正規雇用者」とは、本奨励金申請後に新たに雇い入れする従業員に限らないものとする。また、同条同項の要件イの「新たな社会保険の加入対象となる可能性のある非正規雇用者」とは、将来に亘って社会保険の加入対象となる可能性のある非正規雇用者を現に雇い入れていることとする。

(名称変更等の届出)

第4条 交付要綱第13条における「関係書類」とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法人で、その名称、所在地又は代表者等申請事業主に係る事項に変更が生じた場合は、印鑑証明書(届出日時点で発行後3か月以内のもの)の原本1部及び商業・履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)(届出日時点で発行後3か月以内)原本1部
- (2) 法人で、代表者印に変更があったときは、印鑑証明書(届出日時点で発行後3か月以内のもの)原本1部
- (3) 個人事業主で、代表者の氏名、事業所の名称(屋号)又は所在地等申請事業主に係る事項に変更が生じた場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」写し1部
- (4) 個人事業主で、代表者の氏名又は居住地に変更があったときは、住民票記載事項証明書(届出日時点で発行後3か月以内のもの)原本1部
- (5) 個人事業主で、代表者印に変更があったときは、印鑑登録証明書(届出日時点で発行後3か月以内)原本1部

(交付の申請)

第5条 交付要綱第9条第1項における交付の申請は一申請事業主あたり同一年度1回限りとするが、交付要綱第12条に規定する申請事業主から事前エントリーの辞退があった場合、又は交付要綱第14条に規定する奨励事業主から申請の撤回があった場合は除く。また、一申請事業主が同じコースへ再度申請することはできない。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月15日から施行する。